

第16回南あわじ市

議会

定例会日程



会議日		会議内容(予定)
本会議	第1日 6月4日(月) 午前10時	◆条例案上程 ◆19年度南あわじ市一般会計、特別会計補正予算案上程 ◆その他の案件上程
	第2日 6月11日(月) 午前10時	◆一般質問
	第3日 6月12日(火) 午前10時	◆一般質問
	第4日 6月13日(水) 午前10時	◆追加議案上程
	予備日 6月14日(木) 午前10時	
	第5日 6月22日(金) 午前10時	◆付託案件委員会審査報告・表決
委員会	総務常任委員会 6月18日(月) 午前10時	◆付託議案の審査
	文教厚生常任委員会 6月20日(水) 午前10時	
	産業建設常任委員会 6月15日(金) 午前10時	
◆議場での傍聴 中央庁舎3階議場にお越しください(傍聴規則を遵守していただきます)		
◆インターネットによる中継 ご自宅のパソコンから議会・委員会中継をご覧いただけます。南あわじ市ホームページ( <a href="http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/">http://www.city.minamiawaji.hyogo.jp/</a> ) トップページ上部の「議会」ボタンをクリック		
◆テレビ中継 テレビ設置場所は、中央庁舎1階ロビー、緑庁舎1階ロビー、緑市民センター1階ロビー、西淡庁舎1階ロビー、西淡第2庁舎1階ロビー、三原庁舎1階ロビー、三原公民館1階ロビー、南淡庁舎1階ロビー、南淡公民館1階ロビー		
議事事務局 ☎ 43-5005		

- ▽事業名 県民交流広場事業
- ▽対象地区 原則小学校区単位
- ▽対象団体 自治会、婦人会、老人クラブ、PTAなどで構成された住民組織
- ▽対象となる取組 地域づくりの拠点整備と活動
- ▽助成額 整備費1千万円以内

内、活動費3百万円以内でそれぞれ必要と認められる額。活動費は5年間に分割して助成

▽応募締切 7月20日(金)

▽淡路県民局地域協働課  
☎ 26・2047、市長公室 ☎ 43・5002

地域活動と拠点づくりへの助成金

兵庫県選挙管理委員会では、選挙や候補者に関する情報を点字または音声(朗読テープ)にした「選挙のお知らせ」を、申し込みいただいた視覚に障害のある方に無料配付しています。

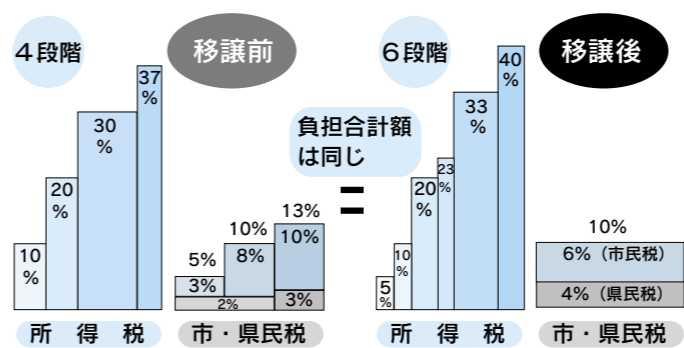
▽対象となる選挙 国政選挙、兵庫県知事選挙、兵庫県

点字、音声による「選挙のお知らせ」無料配布

県議会議員選挙

▽申込方法 電話か郵便で、郵便番号・住所・氏名・ご希望の種類(点字または音声)を、兵庫県選挙管理委員会(〒650-8567神戸市中央区下山手通5丁目10-1) ☎ 078-362-3101

税負担の合計は基本的には変わりません



市・県民税とは?

◆市・県民税  
市の税金である個人市民税と県の税金である個人県民税をあわせて市・県民税(住民税)と呼びます。

◆課税方法  
所得税がその年に課税されるのに対し、市・県民税の所得割は前年の所得に対して課税されます。

◆課税対象者  
19年度市・県民税がかかるのは、19年1月1日現在南あわじ市にお住まいで、18年中に一定額以上の所得がある方です。

◆納期について  
19年度市・県民税の納税は4期に分けています。納期は次のとおり(普通徴収分)。

徴収は県民税と市民税をあわせて市が行うこととなります。

▼第1期 7月2日(月)

▼第2期 8月31日(金)

▼第3期 10月31日(水)

▼第4期 1月31日(木)

納付は安心して便利な口座振替をご利用ください。お申し込みは島内各金融機関・市内各総合窓口まで。全期前納される場合は、第1期までに納付してください。納期を過ぎると前納報奨金がなくなります。

高年齢者、障害者等の居住の安全性及び高齢者に対する介助の容易性の向上のため、住宅に一定のバリアフリー改修工事を行った場合、平成20年度分のみ当該住宅に係る固定資産税が減額されることになりました。詳しくはお問い合わせください。

固定資産税を軽減

住宅のバリアフリー改修

固定資産税を軽減

国税務課 ☎ 43・5022

税源移譲にともない 市・県民税額が変わります

国の税制改革にともない、19年度の市・県民税が大きく変わります。しかし、市・県民税額と所得税額を合わせた金額は、基本的には変わりません。

市・県民税所得割の税率が一律10%に  
税制改正の「税源移譲」に伴い、19年度の所得税率と市・県民税率が変わりました。(左図参照)

これにより多くの方が19年度の市・県民税額が18年度分と比べ、増額しています。所得割の税率が一律に10%になったためです。しかし、「所得税」の税額は下がりますの

で、合計の個人負担額は基本的には変わりません。(課税所得が同額で税源移譲以外の税制改正を考慮しない場合) 税源移譲では、同一の所得に対しては、市・県民税と所得税との合計額が変わらないように制度設計されています。

このたびの税制改正では、「税源移譲」以外にも「定率減税の廃止」や「老年者非課税措置の廃止に伴う経過措置」により、課税所得が同じでも税額が増えます。

なお、税源移譲により南あわじ市へ入る税収入が増えます。

19年分の所得が非課税に  
19年中の所得が大きく下がった場合、19年度分の市・県民税で税負担が上がった分を19年度の所得で調整することができなくなってしまう可能性があります。

こういった方は、19年度の市・県民税に限って、19年中の所得が確定した後、市に申告することで、納付していた市・県民税の一部が還付される場合があります。

申告の方法など、詳しくは確定次第に広報紙等でお知らせいたします。

19年度市・県民税納税通知書は6月18日前後にお届けします。

国税務課 ☎ 43・5022

放送大学 募集

放送大学は、テレビ・ラジオで学ぶ通信制大学です。さくさんネットでも放送しています。科目数は360以上用意しています。

放送大学兵庫学習センター  
☎ 078-805-0052

市連合自治会 役員が決まる

5月19日、三原公民館で南あわじ市連合自治会総会が行われ、次の方々が19年度の役員に決まりました。(敬称略)

会長 芝 壽浩(福良)

副会長 内原三千治(津井)

副会長 小泉 武彦(広田)

副会長 久田 文夫(神代)

副会長 榎本 悟朗(潮美台)

会 計 休 場 淳博(倭文)

会 計 監 査 高 田 繁一(阿那賀)

会 計 監 査 馬 部 繁一(阿那賀)

※一度申し込まれますと、それ以後の選挙で自動的に郵送します。参議院議員選挙で配付を希望される方は、6月30日(土)までにお申し込みください